

掛川市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託する。

令和7年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称	所 在 地
L I N E P a y 株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号

2 委託した収納の事務

掛川市污水处理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）の規定に基づく污水处理施設の使用料の収納事務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和7年4月23日まで